

# 委員提出資料

- ・ 青 木 委 員 . . . . . 1
- ・ 江 口 委 員 . . . . . 4
- ・ 奥 山 委 員 . . . . . 7
- ・ 森 下 委 員 . . . . . 12

# 青 木 委 員

平成 30 年 8 月 3 日

『第 24 回 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会』における意見

全国児童自立支援施設協議会

顧問 青木 建

本日都合がつかず、「欠席」となりますことをお許しください。

このため、この度、発出されました、「『都道府県社会的養育推進計画』の策定について」や「一時保護ガイドライン」等の通知について、全国児童自立支援施設協議会としての意見を以下のとおり申し上げます。

**「都道府県社会的養育推進計画」の策定について**

- P19 の 18 行目、「児童心理治療施設、児童自立支援施設についても、ケアニーズの非常に高い子どもへの対応など、その性質や実態等に鑑み、国において、小規模化・多機能化を含めたそのあり方について、当事者やその代弁者、有識者、施設関係者と意見交換を十分重ね、その結果を踏まえ、施設の運営や新たな設置（改築）について、方向性を示す」と明記していただきました。

これは、当施設の特性等をご理解いただき、また、平成 30 年 2 月 27 日付け、当協議会が提出した意見書を踏まえて、その手順が示されたものと感謝いたします。2019 年度末に策定される新たな計画に反映されるよう、意見交換の時期を早期に設定いただきたく存じます。

**「一時保護ガイドライン」について**

- P10 の 18 行目に、「重大事件にかかる触法少年と思料される子どもの一時保護について、重大事件が起きた場合の緊急対応策をあらかじめ整えておく必要があるので、主管部局が中心になって、主幹部局等の職員、他の児童相談所、児童自立支援施設等と協力して、万一の際に適切に一時保護ができる体制を整備する。」と、児童自立支援施設が明記されています。

これらの役割等については、当協議会でも未検討であり、今後の協議・検討、また、厚生労働省との意見交換に委ねたく考えます。

**「乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化、機能転換、小規模化かつ地域分散型の進め方」について**

- P22 の「2. 施設における人材育成を進める上で活用可能な研修等」において、短期研修及び、P23 の長期研修で、「障害児施設や家庭的環境の下での個別的な関係を重視したケア、家族関係訓練を実施している施設等において、専門性の共有化のための実践研修を行う」とあります。

これらのご指摘は、児童自立支援施設のもつハードやソフト両面を活用し、各自治体においてリーダー的な役割を担うよう、社会的養育関係者・機関等から期待されているものと考えています。また、こうした研修等の強化による人材育成も、当協議会の課題であり、各自治体等と連携を強化して、期待や信頼に応えられるように意識啓発や自助努力が求められていると認識しております。

こうしたことから、当協議会としては、児童自立支援施設の現状と課題などを踏まえ、求められる役割を真摯に果たし、今後の社会的養育のあり方について、厚生労働省はじめ、関係者・機関の皆さまと探り、協議に臨んでまいりたいと思います。

# 江 口 委 員

## 専門委員会への意見提出

大阪府中央子ども家庭センター  
江 口 晋

### ○社会的養育専門委員会での議論を受け発出された「都道府県社会的養育推進計画」の策定について

- ・都道府県においては、地域の実情を踏まえつつ、数値目標を念頭におき計画策定をする方向性を示されたこと。また今後、都道府県計画が着実に実施できるよう、必要な財政支援の在り方が課題であり、厚生労働省としては 2019 年度以降の予算において検討し安定的な財源の確保に向けて最大限努力する旨記載いただいたところ。よろしくお願ひしたい。
- ・大阪府では、第 1 回社会的養育体制整備計画策定部会を本年 3 月に開催し、「社会的養護ワーキング」と、「子ども家庭支援体制ワーキング」を部会の下に設置したところ。その後、様々な観点を盛り込み、子どものアセスメントやニーズをも含めた実態調査を実施し、今月下旬頃より調査に基づく検討を開始することとしている。

#### 【参 考】

- ・社会的養育全体の現状の調査・分析（児童のニーズ調査）
- ・市町村、児童相談所の体制調査
- ・一時保護児童、新規措置児童のニーズ調査
- ・措置児童の家庭復帰・家庭養育・自立支援等の動向、退所児童等の調査
- ・中核市の児童相談所設置意向等の調査 等

### ○緊急総合対策関連

#### ・【支援継続が必要な家庭が転居した場合の引継ぎについて】

運営指針に示されているとおり、現在、ケース移管に関しては、全件緊急性の判断を行い、判断内容がわかる選定シートを新たに作成し、添付のうえ移管先児童相談所に引き継ぐ運用を既に開始しているところ。

今後は、転居等した場合に援助の隙間を生じさせないためにも、①全国の児童相談所間、②児童相談所と市町村、③児童相談所と警察の間で情報共有を一層進める必要があり、そのためのシステム構築が求められることから、必要な措置を講じるとともに、児童虐待防止にかかる情報共有の適正運用にかかる法整備や、システム運用にかかる各種基準の設定に取り組んでいただきたい。

#### ・【警察との情報共有】

大阪府では、児童虐待防止のため、大阪府警察本部との間で、平成 29 年 2 月に情報共有にかかる協定を締結し、頭部外傷事案等、大阪府子ども家庭センター（児童相談所）の虐待相談受付件数 1 万件の内、約 40%は既に共有を実施していたが、今後、8 月分より全件共有することとした。

目的はダブルチェックによる①児童虐待の見逃し防止と、警察が保有する情報について児相が提供を受け②支援の充実を図るためでもあり、この点は特徴的と考えている。

大阪府としては、警察の視点から虐待リスクについて再確認することが目的であり、今

後とも、虐待相談を受理した家庭に対しては警察と子ども家庭センターが十分に連携しながら児童及び保護者の支援に支障が生じないよう十分配慮した上で支援を進めていく所存。

全件共有した場合、例えば、子育て不安についての相談内容や、「泣き声が聞こえて心配」という通告内容ですら警察と共有されるのではないかと、といった意見もあるが、共有は虐待について警察の視点からリスクを再確認することが目的であり、すぐに事件化するようなことではなく、児童及び保護者の支援に支障が生じないよう十分配慮することとしている。

#### ・【児童福祉司の増員】

人口当たりの配置標準の見直し、及び地域の相談体制の強化のための追加配置の考え方、特に非行、養護、障がい相談対応がどのように加味されたのかについて説明していただきたい。

大阪府においては、昭和 30 年代より福祉専門職採用を継続しており、児童福祉司は全員専門職が配置され、任用後研修も実施してきたところである。しかしながら、ここ数年の急激な増員に伴い、現在、大阪府中央子ども家庭センターにおいては、児童相談経験 5 年未満の職員が約 7 割に達しており、専門性向上に向けた研修、OJT を鋭意進めているところである。

質の高い総合的なアセスメントを進めるためにも、児童心理司、保健師の配置基準についても、法令により定めること。また、代替養育を受けている子どもの数に応じた児童福祉司等の配置基準も設ける必要があると考える。

### ○その他

#### ・【通告先の一元化について】

現状、通告窓口は児童相談所と市区町村の二つになっており、受理された通告は、アセスメントにより双方向の事案送致により振り分けられている現状である。また、市区町村には、関係機関から既に虐待相談や通告が増えてきていること、所属機関（学校、保育所等）の情報や母子保健情報等が集約されてきており、その流れを遮断することによる弊害にも十分目を向ける必要がある。

まずもって、児童相談所が市町村の持つ情報にアクセスできるような仕組みについても検討すべきである。そのため制度設計にあたっては、財源・人材の裏付けは勿論のこと、対象機関を限定せず十分な調査が実施できるよう、法的な調査権限の整備に向けた検討も急がれるところ。

また、警察からの通告先に市町村を加え、市町村と児童相談所の役割に基づいて要保護児童通告がなされるよう、また、市町村による 24 時間 365 日相談窓口の設置を進めるなどの取組も検討が必要であると考えます。

# 奥 山 委 員



## 事務局への質問

奥山 眞紀子

7月20日に児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議で出されました「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に関しましては、取り纏めご苦労様でした。評価できる点多々ございますが、問題点も多く、多大な危惧を抱いておりますので、以下の質問にお答えいただきたく、よろしくお願いたします。なお、ご回答は8月3日の委員会場で行っていただけますよう、よろしくお願いたします。

### 1. 警察との連携に関して

#### 1) 警察と児童相談所の責務に関して

以下のような警察の責務および福祉の責務に鑑み、どのような役割分担を考えて今回の決定に至ったのか？

警察法第2条によれば、警察の責務とは「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び操作、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当たることをもつてその責務とする。」ということになる。

児童福祉の責務は児童福祉法第一条に記された「子どもの権利」を保障・擁護することにある。つまり、福祉(医療・保健を含む)は個人の幸せを目的としており、警察は公共の安全と秩序の維持が目的である。その責務の違いをどのように考えて今回の決定に至ったのか？

本来は、警察の責務に合致すると考えられる事例を共有するべきではないのか？

#### 2) 警察との共有事案の決定の基礎を一時保護のためのアセスメントシートを用いた理由に関して

本来、一時保護アセスメントシートは一時保護の決定のために作られている。一時保護は安全確保の他、調査のためにも行われる。にもかかわらず、一時保護アセスメントシートを警察情報共有の範囲を決める基盤としたのは何故か？

#### 3) 警察関与がもたらす危険性に関して

今回の結愛ちゃんの事例を見ても、警察は上記1)の責務に応じて継父を書類送検し、検察は継父を嫌疑不十分を理由に二度とも不起訴にしており、結愛ちゃんの安全を守ることに寄与していない。逆に2回の書類送検や検察の取調べで追い詰められた継父は転居をほのめかすようになり、現実には昨年末、一人で転居している。品川児相が早期に警察と面会したら、東京で暮らしに困っていた継父は更に別の地域に逃げたかもしれない。福祉が警察と一体となって行動することの危険をどのように考えているか？

#### 4) 警察が独自に行動することによる危険性に関して

警察は上記の責務のためには躊躇なく動くように訓練されている。連携の訓練はなされておらず、連携しての情報漏洩の方を問題視するため、関係機関との連携なしに行動する。これまでも、子どもの安全や子どもの治療の遂行を優先させて、丁寧なソーシャルワークのもと、タイミングを見計らって親への告知を計画していても、警察はそれを無視して、子どもや親に接触することがあり、ソーシャルワークが破壊されたのみならず、子どもが危険にさらされるため、子どもが存在している病院として困難な対応となったことが少なからず存在する。そのため、院内チームの話し合いでも、外傷があっても確実な虐待でなければ通告しない方が良いなど、通告を躊躇する方向となってきている。この点をどう考えているか？ なお、警察に係わることでマイナスの影響を受けるのは児童相談所以上に、子ども自身及び、病院等の関係機関である可能性があり、今後の調査も児童相談所だけでは不完全であることを付け加える。

#### 5) 通告が躊躇される、もしくは通告範囲が限定される危険に関して

これまで、病院から通告する場合、「児童相談所や市区町村は警察と違って、親を罰するところではなく、福祉機関であり、支援を行う場である」ことを伝えてきたが、今後は、警察に情報提供されることを含めて告知することになる。これによって関係機関はこれまでも警察に連絡してきたような事例のみを通告することになるのではないのか。つまり、外傷であっても事故の可能性を否定できない、もしくはその可能性も高い事例に関しては、通告(児相にも市区町村にも)を控えざるを得ないとする。これまでは少しでも疑いがある事例は通告するようにと啓発してきたはずだが、この方向性は転換したと考えざるを得ない。それでよいのか？

#### 6) 警察が関与することでリスクが増加することを理解したソーシャルワークの必要性に関して

上記1)のような警察の責務を考えれば、警察は個人の幸せを求め、傷つきを防止する配慮にまで至っているとは考えにくい。例えば、親の逮捕の際に子どもたちが見ている傷つくことへの配慮などはその責務がなく、逮捕が優先されている。同様に、結愛ちゃんの事例でもそうだが、子どもが親の虐待を打ち明けて親が逮捕されても立件できずに帰された時の子どもの傷付きについても配慮はない。子どもの権利擁護が責務の福祉は、警察の行動によっておきる子どもの傷付き等にも対応することが求められることになり、その傷付きと親の怒りの増加を考えれば、警察が接触している場合はリスクのランクを上げる必要がある。つまり、警察が関与することで、更に高度な判断が求められていることになるが、それを意識して、子どもの福祉を担当する児童相談所・市区町村等の福祉現場への対応策について検討を行ったのか？

#### 7) 子どもの意見を反映させる必要性に関して～性的虐待に関して～

状況が理解できる年齢の子どもの意見を聞くことは全く無視されている。例えば、性虐待の疑いがある場合は全例警察に情報提供されることになるが、警察が親や子どもに接触することで、子どもが傷つき、そこに関与した福祉や通告した関係機関にも「裏切られた」不信感を持つことになる。

その点をどのように考えているのか？

8) 子どもの意見を反映させないことは権利侵害となる可能性に関して

子どもが保護され、比較的長期に渡る代替養育と家庭復帰計画に基づいた努力の結果、安全が保障されて家庭復帰する際、子どもの意見も聞かずに警察に情報提供することは子どもの権利侵害にならないと言えるのか？

9) 代替養育を離れる子どもへの影響に関して

また、同様のケースで、例えば行動の問題で一時的に児童自立支援施設にいた子どもが万引きの疑いをかけられたとき、「虐待を受けて“教護院”（現児童自立支援施設）にいた子」というレッテルが警察の判断に影響しないといえるか？

10) 家庭復帰計画への影響に関して

子どもを代替養育に預け、児童相談所に協力して家庭復帰した場合、すべての事例を警察に情報共有することで、努力してきた親の落胆にもつながりかねない。今後のソーシャルワークに影響しないと言えるか？

11) 警察の情報の保持に関して

警察に提供された情報はいつまで警察に残るのか？

12) 要支援ケースに関して

要対協ケースには要支援ケースも含まれるが、個別検討会議で警察との連携が勧められているのは要保護ケースのみという理解でよいのか？

### 13) 提案

これらの問題を解決するためには以下のことが必要と考えるがいかがか？

- (1) 理解能力のある年齢の子どもで、子どもの現在の生活空間が安全で、子どもが拒否をしている時は警察との情報共有の例外とすること。
- (2) 情報が共有されても、児童相談所の許可がなければ警察が独自で行動しない確約を行うこと。
- (3) 県警レベルで、虐待対応専従チーム(生活安全課と刑事課の合同+心理師)を作り、子どもの心を傷つけない対応を学んで、虐待対応のレベルを向上させること。
- (4) 虐待に至る可能性が低い状態になった時、及び子どもが18歳になったのちは、児童相談所からの依頼がない限り情報を完全破棄すること。
- (5) ソーシャルワークに必要な情報が警察から提供されること。
- (6) 性虐待は別途警察との情報共有のルールを策定すること。

#### 14) 児相、警察双方で使えるガイドラインと研修の必要性

上記のような内容を含めた、「警察と児童相談所の連携のためのガイドライン」を作成して、各警察署における子ども虐待に関与する生活安全課の警察職員等に対して定期的な研修を実施するとともに、児相と警察との連携についての事例検証を行うことが必要と考えるがいかがか？

#### 2. 未就園児の調査に関して

##### 1) 未就園児の親への配慮に関して

今回、0歳から17歳までの全ての子どもの調査が市区町村に依頼されている。0～4歳までは幼稚園2年保育にも就園していない可能性が高い年齢層である。今回の調査では、就園していないことがあたかも悪いことであるような印象を与える。親としてできるだけ子どもと一緒に過ごす時間を大切にして、就労を控えている女性もいる。そのような親や家族に対して、それが悪いことではないというメッセージが必要と考えるがいかがか？

##### 2) 市区町村の負担に関して

今回の調査は市区町村に多大な負担をかけていると考えるが財政的・人的な支援はなされているのか？

##### 3) 今後の方向性に関して

未就園の子どもを定期的にチェックしたいのなら、乳幼児健診を2歳、4歳、5歳でも行うことにすべきと考えるが、いかがか？

以上

森 下 委 員

## 都道府県社会的養育推進計画の策定に向けて

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国乳児福祉協議会  
会長 平田ルリ子

1. 都道府県社会的養育推進計画の策定要領の丁寧な説明と、実態に即した計画策定について
  - 今般の策定要領の趣旨等が都道府県に適切に理解されるよう、国がその責任のもとに丁寧かつ継続的な説明を図られたい。
  - とくに、里親委託など代替養育を必要とする要保護児童数の見込みにあたっては、数値目標や達成期限ありきとすることなく、都道府県下の要保護児童の実態に即し、子どもが不利益を被ることがないように計画化を図ることを適切に説明していただきたい。
2. 幅広い児童福祉等関係者の参画による計画策定の議論について
  - 各都道府県における計画策定の議論は、行政、児童相談所、医療、司法、児童福祉等、幅広い関係者の参画のもとで行うことを徹底いただきたい。
  - 乳児院等を必要とする乳幼児や家族のニーズ・実態が推進計画に反映されるよう、乳児院関係者の議論への参画を必ず実現されたい。
3. 「骨太の方針 2018」の社会的養育の推進にかかる予算確保と工程表の提示について
  - 乳児院等の高機能化や小規模化には、職員配置の抜本的な拡充が不可欠である。「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（骨太の方針）に示された社会的養育の推進の実現のために、必要な予算確保を図られたい。
  - 都道府県は、2019年度予算をはじめ、国の予算確保の状況を踏まえて計画策定を検討することが想定される。そのため、少なくとも2019年度予算案が示される本年末には、施設の高機能化やフォスタリング機関の整備などをどのように具体的に進めるのか、今後の社会的養育の推進にかかる工程表を提示されたい。